

## 第7回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 平成13年12月6日（木）午前9時55分～午前11時40分

場 所 生駒市コミュニティセンター 203・204会議室

出席者

委 員 下村敏博、風間規男、奥田善春、窪田博、津村貴一、中尾芳巳、前場  
トモ子、松川春彦、丸山善弘、森田美智子

実施機関職員 水道局総務課長・北側義恭、同課営業係長・森本修司、同係主  
査・前川和由、同係員・藤嶋真人

事務局 文書課長・嶋司芳正、情報公開室長・川崎寿彦、同室情報公開係長・  
石畑欽一、同室情報公開係主査・真銅美雪

配付資料

- 1 レジюме
- 2 諮問個第5号諮問書類一式
- 3 諮問個第6号諮問書類一式
- 4 諮問個第5号関係資料「水道料金の口座振替払の改善案」
- 5 平成13年度情報公開及び個人情報保護制度に係る開示請求等内容一覧

議 題

- 1 諮問個第5号 電子計算機の結合について  
(生駒市水道局の電子計算機と金融機関等の電子計算機の結合)
- 2 諮問個第6号 電子計算機の結合について  
(生駒市水道局の電子計算機とコンビニエンスストア収納代行業者の電子計  
算機の結合)
- 3 その他

審議内容

〔議事進行について〕

本日の審議案件は2件であるが、いずれも生駒市個人情報保護条例第10条に係る電子計算機の結合についての諮問であり、実施機関及び所管課が同じで内容的にも共通する事項が多いことから、事務局からの概要説明、実施機関からの詳細説明、質疑等については、一括して行うこととした。

〔結論〕

- 諮問個第5号及び諮問個第6号とも、システムの運用に当たってはセキュリティ対策に十分留意する旨を申し添えて、適当なものと認める。

〔審議経緯〕

#### 1 事務局概要説明

事務局（文書課情報公開室）から、両諮問案件についての概要説明があった。

#### 2 実施機関説明

所管課である水道局総務課の職員から、両諮問案件についての詳細説明があった。

#### 3 質疑

次のような質疑があった。

- （1）諮問個第5号関係（生駒市水道局の電子計算機と金融機関等の電子計算機の結合）

Q. 他市町村の事例としてはどれぐらいあるのか。

A. 個別の金融機関とのデータ送受信という事例は大阪府下でも数件あるが、今回本局が考えているような1つの金融機関に一括してデータを送信し、当該金融機関から個別の金融機関に振り分けてもらうという方法は、あまり例がない。

Q. 現状の方法で作成している磁気テープには、各銀行ごとの情報の

み入っているのか。

A. 各銀行のデータのみが入った磁気テープを正副2巻、11行+郵便局分の計24巻作成している。

Q. 接続は毎日か。

A. 振り替えが毎月10日と25日の2回となっており、その前後に1回ずつ、計月4回の接続となる。

Q. 現在、銀行どうしのデータのやり取りはどうなっているのか。

A. 各銀行の取りまとめ店と各情報処理センターとは磁気テープの配送が行われており、データの入力や引き落としの処理等は情報センターで行われる。

Q. 1つの銀行でデータを集約するという方法のメリットは

A. 回線の接続や処理が短時間で出来ることと、本局としてデータの取りまとめが容易になるということがある。

(2) 諮問個第6号関係(生駒市水道局の電子計算機とコンビニエンスストア収納代行業者の電子計算機の結合)

Q. コンビニ収納になるのは、収納件数全体の約10%である納入通知書により納付している方のうちのいくらかになる、ということであるが、効果として見込んでいる収納率の向上はどれくらいか。また、現状の収納率はどれくらいか。

A. 収納率は現在でも99.9%で、これ自体のアップはそれほど期待できない。むしろ、数字に表れてこない部分である市民の利便性の向上や納付遅延の防止などの効果が大きいと考えている。電気やガスなどはコンビニでも払えるのに水道代は何故できないのか、といった声も少なからずあり、また、職員による各戸集金を行っている方からも、同様の希望がある。

Q. 水道局職員による各戸集金というのは、最初から決まっているのか。

A. 基本的には口座振替か納入通知書による納入のいずれかであるが、残高不足や滞納などの場合に、職員が個別に集金に伺うことになる。

Q. 手数料負担としてはどれくらいか。

A. 1件当たり50円から70円程度と見込んでいる。

Q. コンビニで収納される件数はどれくらいと見込んでいるか。

A. 現在、年間で約19万件の納入があり、約90%が口座振替で納入通知書が約10%、個別集金はごくわずかとなっている。このうち、コンビニで収納されるのは納入通知書により納入されている方の半数ぐらい、つまり全体の5%程度と考えており、件数にして1万件弱ではないかと考えている。

Q. コンビニ収納については、どのように広報されるのか。

A. 「広報いこま」や「生水だより」などでPRしていく予定である。

Q. 他市町村の事例としてはどうか。

A. 奈良県下では奈良市、橿原市、香芝市、當麻町で行われており、検討しているところが2、3あると聞いている。また、大阪府下ではかなり多くの自治体で実施されている。

Q. 納入通知書の消し込みはどうなるのか。

A. 現状通り、納入済の通知用紙による手処理となる。

Q. コンビニで収納された場合はどうか

A. バーコードでデータが読み込まれるので、全て電子計算機による処理が行われることになる。

Q. 接続は毎日か。

A. 毎日である。

## (2) 共通事項

Q コンピュータウイルスに対する対応は

A 本局のコンピュータは、オフィスコンピュータであり、一般的に猛威をふるっているパソコンウイルスとは、言語が異なっているため、感染の可能性はほとんどない。また、接続するのが不特定なときに5分から10分程度、それも水道局側からのアクセスによってのみつながるようなシステムになっており、ウイルスに限らず、第三者の侵入は困難と考えている。

## 4 審議

次のような意見があった。

- いずれの案件も事務の効率化という面での公益性は高いと考える。
- 第6号案件では、対象となるのが全体の5%程度と想定されているようだが、そのためにオンライン結合をする公益性としては、どう判断すればよいのか。
- 普通は口座振替が簡易で便利であろうから、一般の家庭では振替が多いように思う。納入通知書での納付は、事業所関係が多いのではないか。
- コンビニ収納が年間1万件とすると手数料が50万円から70万円ということになる。
- コンビニは、店舗数も多く営業時間も長いことから市民の利便性の向上という面での公益性は高いのではないか。
- コンビニ収納が職員による個別集金に対しても効果があるとすれば、人件費の削減などの公益性も考えられるのではないか。
- 市民の生活様式の変化への対応や、既に電気、ガス料金などでコンビニ収納は実施されており、現在まで不測の事態が起こっていないことなどを考えれば、費用面での考慮は必要であるが利便性から考えて公益性

は高いのではないか。

- 最近では高齢者のコンビニ利用も多くなってきている。
- 電算化、情報化の流れからしてよいのではないか。ただ、個人情報の漏えい等には十分留意されることを意見として加えてはどうか。
- 本条例が制定されてから3年余り経過し、住民基本台帳ネットワークシステムの実施ということからも（いたちごっこではあるが）全国的にオンライン結合に対するセキュリティ対策はかなり進んでいる。今回は水道料金に係る諮問であったが、今後市長部局などでも、こういった案件が出てくると考えられる。

#### 5 答申について

答申については、本日の審議内容を踏まえた上で、会長と副会長で案を作成し、各委員の確認の上決定することとした。

#### 6 その他

(1) 委員から、情報公開及び個人情報保護制度について次のような意見が出された。

- 個人情報保護条例が制定されたときから、電子計算機の結合に係るセキュリティ対策などが大きく変化（進歩）しており、また、今後の情報化の進展を考えたとき、第10条の規定は再検討も必要になってくるのではないか。
- 第10条の規定があることによって、本審議会のような第三者のチェックがかかることになり、実施機関の慎重な検討、適正な対応が確保されている。そういう意味で、やはり一定の価値があるのではないか。
- 自治体によっては、情報公開の事務に人件費等多大な経費がかかっているように聞いている。個人的な目的の場合など、一定の自己負担

ということを考えてもよいのではないか。

○ 行政の監視など公的な目的なのか、私的な目的なのかの判断が難しく、実務上は難しいのではないか。

○ 今後は、電子メールによる開示など、新たな対応も必要となってくるであろう。そういったことについても検討が必要である。

(2) 事務局から、次の事項についての説明等があった。

○ 答申及び会議録については、「案」が出来次第送付させていただくので、ご確認をいただきたい。

○ 本年度の情報公開及び個人情報保護制度における開示請求等の状況について

○ 情報公開に係る不開示処分の取り消し訴訟の経過について

○ 現委員の委嘱期間満了に伴う、新委員の推薦について